

スポット市場への誤入札等に係る電力・ガス取引監視等委員会からの業務改善勧告の受領

2023年12月26日

関西電力株式会社

当社は9月20日、日本卸電力取引所（JEPX）のスポット市場^{※1}での取引において、本来調達が必要な供給力を超えて買い入札を行っていたことを確認しました。

[[2023年9月21日](#) お知らせ済]

当社は、本件に関して事実確認と過去に同事象がないかを調査した結果、2022年12月26日、2023年9月20日、21日受渡し分のスポット市場取引で、合計約51.7GWhの過剰な買い入札を行っていたことを確認しました。また、2023年9月21日受渡し分の取引において約1.1GWhの余剰電力の市場供出^{※2}を行っていなかったことも確認しました。

過剰な買い入札の原因は入札時に使用する当社システムの不備によるものであり、余剰電力の供出未達の原因は入札条件の認識誤りによるものです。

関係者の皆さまに、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

現在、過剰な買い入札の原因となった特定の取引を停止することで同事象の発生を防止するとともに、入札ツールの健全性の確認や入札時のチェック強化、業務マニュアル等の見直しを行っています。

本件に対し、当社は本日、電力・ガス取引監視等委員会から、業務改善勧告（以下、勧告）を受領しました。

当社は、本勧告を真摯に受け止め、適切に対応してまいります。

（電力・ガス取引監視等委員会からの勧告内容）

以下をはじめとする、再発防止に向けて必要な措置を速やかに講じる計画の立案を行い、当委員会に対し、報告すること。

- （1）誤入札が生じるリスクを最小化するための入札に係る体制の見直し
- （2）規程・マニュアル類の必要な改訂
- （3）大規模発電事業者として市場に重大な影響を与えうる地位にあること、及び、卸電力市場の信頼性を低下させうる行為を防止すべき注意義務を負うことを認識した上で、役職員を含む社員の意識改革を図るための措置

※1：毎日10時に翌日受渡しする電力の取引を行う市場

※2：各コマにおける自社供給力から自社想定需要・予備力等を差し引いた入札可能量を指し、スポット市場において売り入札する事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為とされている。

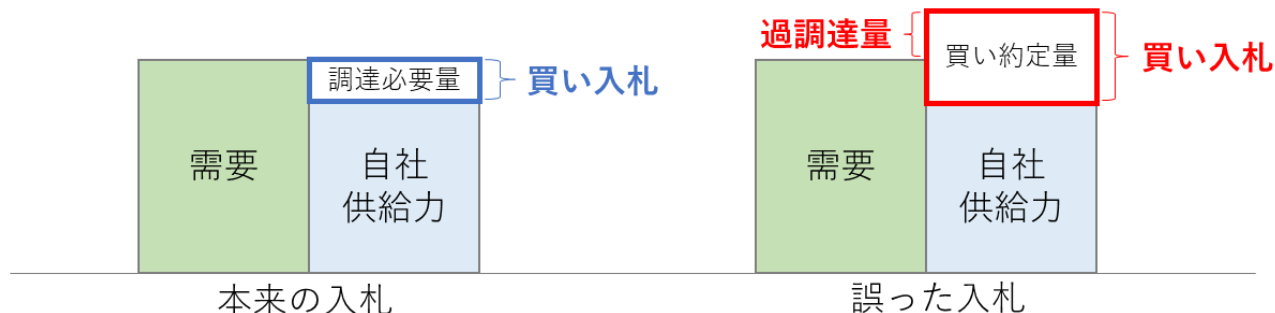
以上

別紙：事案の概要および業務改善勧告の内容

①過剰な買い入札

- 2022年12月26日※、2023年9月20日、21日受渡し分の取引において、調達必要量の買い入札を行う予定であったが、当社システムにおいて本来意図していたものとは異なる入札案が策定され、過剰な買い入札を実施（3日程合計 約51.7GWh）

※2023年9月20日、21日受渡し分の過剰な買い入札が発覚して以降、詳細の確認や過去の取引に関する追加調査を行った結果、確認できたもの。

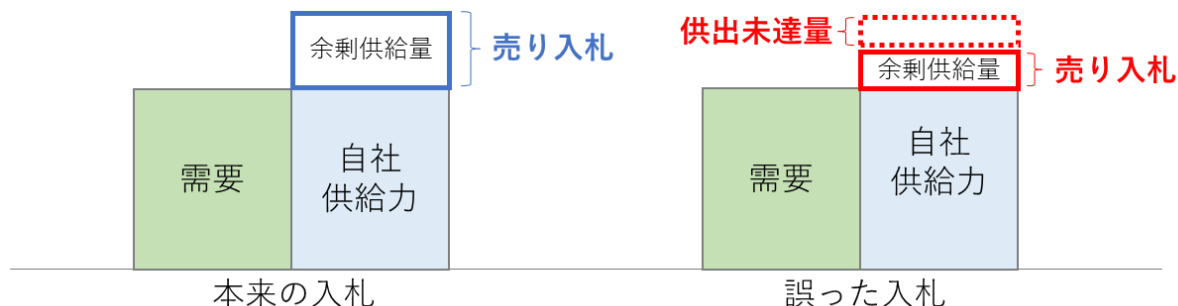


(速やかに講じる改善策)

- システム不備の原因となった特定の取引を停止
- 入札業務にかかるツールの計算ロジックの再確認や、入札時のチェック項目および内容の見直し

②余剰全量供出の未達

- 本来は出力抑制が不要な発電機について、誤って出力抑制を行う前提で入札したため、余剰供給量が実態より少なくなり、全量供出未達（約1.1GWhの供出未達）



(速やかに講じる改善策)

- 作業票に出力制約の必要な条件を明記するなど、帳票への記載内容変更を含む業務マニュアルの見直し

令和4年12月26日、令和5年9月20日、及び、同月21日に発生した過剰買入札及び余剰全量供出の未達の事案を踏まえ、以下をはじめとする、再発防止に向けて必要な措置を速やかに講じる計画の立案を行い、令和6年1月31日（水）までに、当委員会に対し、当該計画、及び、同日までに講じた措置があればその内容を文書で報告すること。また、当該計画の進捗状況を定期的に当委員会に報告すること。

- (1) 誤入札が生じるリスクを最小化するための入札に係る体制の見直し
- (2) 規程・マニュアル類の必要な改訂
- (3) 大規模発電事業者として市場に重大な影響を与えうる地位にあること、及び、卸電力市場の信頼性を低下させうる行為を防止すべき注意義務を負うことを認識した上で、役職員を含む社員の意識改革を図るための措置